新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年12月25日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第65号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例） **第49条の２**　前条第５項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第１項及び第２項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合には、条例第32条の３第３項の規定は、都市計画決定権者が前条第５項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、条例第32条の３第３項中「第32条第２項の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「規則で定めるところにより当該都市計画に係る事業者から送付を受けた」と読み替えるものとする。	（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例） **第49条の２**　前条第５項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第19条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要する場合には、知事に当該評価書を送付しなければならない。 ２　前項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第１項から第４項まで（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合には、条例第32条の３第３項の規定は都市計画決定権者が前条第５項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、条例第32条の３第４項の規定は当該都市計画について知事が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第３項中「第32条第２項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「規則で定めるところにより当該都市計画に係る事業者から送付を受けた」と、同条第４項中「前項の都市計画」とあるのは「事業者が第15条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等が定められる都市計画につき、都市計画法第17条第１項の規定による公告が行われる場合における当該都市計画」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。